

事 務 連 絡

平成 25 年 11 月 20 日

各正会員 事務局長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専 務 理 事 森 谷 賢

カドミウムの排水基準等の見直しについて

(周知および事例報告のお願い)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 10 月 27 日に告知された公共用水域の水質環境基準の変更を踏まえ（カドミウムについて基準値を 0.01mg/L 以下から 0.003mg/L 以下に変更）、環境省においてカドミウムの排水基準等（特に水質汚濁防止法）の見直しを検討しているとの情報提供がありました。

水質汚濁防止法の健康項目排水基準は、同法の水質環境基準の原則として 10 倍とされていることから、カドミウムの排水基準の見直し後は、現在の 0.1mg/L から 0.03mg/L となる可能性があります。

貴職におかれましては、国においてカドミウムの排水基準値見直しが進められていることについて貴協会傘下会員への周知をお願い申し上げます。

なお、カドミウムの排水基準値の見直しについて、問題となる事例がある場合は、当連合会から国にその旨を申し上げる必要があるため、については貴協会傘下会員から対応に苦慮する声が寄せられましたら、できるだけ早く、遅くとも 12 月 17 日（火）までに、連合会へご連絡をお願いいたします。

また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（基準省令）における、別表第一、別第二についても、カドミウムの基準値等の見直しの予定との情報提供がありましたことを申し添えます。

(担当：調査部 日浦)

(参考)

1. 水質汚濁防止法

(1) 環境基準 (平成 23 年 10 月 27 日から)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下

(2) 排水基準 (見直しの検討中)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L

(3) 対象施設 (水質汚濁防止法により定められた特定施設) (抜粋)

71 の 4

産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者 (同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)) をいう。) が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

2. 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

(1) 別表第 1 (浸出水処理水 (放流水) に係る排水基準)

カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下
--------------	-------------

(2) 別表第 2 (周辺地下水の水質基準)

カドミウム	0.01 mg/L 以下
-------	--------------